

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 (注1)

令和8年5月11日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

届出者 所在地 宮城県石巻市鹿又字役場前43番地3
法人名 株式会社ダンライフ
代表者名 菊地 政彦

このことについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）に基づき、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所番号		0 4 1 0 2 1 0 2 3 1						
名称		ダンライフ						
所在地		宮城県石巻市鹿又字役場前43番地3						
支援の種類		就労継続支援B型						
事業所電話番号		0225-98-9303		事業所FAX番号		0225-98-9313		
E-mail		dan-life@sirius.ocn.ne.jp						
担当者職名		管理責任者		担当者氏名		菊地 政彦		
実施事業等(注2)		指定年月日		異動等の区分(注3)			異動年月日	
同一所在地において行う事業等の種類								
居宅介護				1 新規	2 変更	3 終了		
重度訪問介護				1 新規	2 変更	3 終了		
同行援護				1 新規	2 変更	3 終了		
行動援護				1 新規	2 変更	3 終了		
介護療養介護				1 新規	2 変更	3 終了		
生活介護				1 新規	2 変更	3 終了		
短期入所				1 新規	2 変更	3 終了		
重度障害者等包括支援				1 新規	2 変更	3 終了		
施設入所支援				1 新規	2 変更	3 終了		
自立訓練				1 新規	2 変更	3 終了		
就労移行支援				1 新規	2 変更	3 終了		
就労継続支援	○	令和7年11月1日		1 新規	2 変更	3 終了		令和8年6月1日
就労定着支援				1 新規	2 変更	3 終了		
自立生活援助				1 新規	2 変更	3 終了		
共同生活援助				1 新規	2 変更	3 終了		
地域移行支援				1 新規	2 変更	3 終了		
地域定着支援				1 新規	2 変更	3 終了		
変更の内容(注4)	変更前 (I) 定員：20名 平均工賃月額区分：1. (R8改定対象外) 平均工賃月額が4万5千円以上 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	変更後 (I) 定員：20名 平均工賃月額区分：1.1 (R8改定対象) 平均工賃月額が4万8千円以上 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	別紙のとおり					

注1 指定(更新)申請時は指定申請書に添付すること。また、異動(変更、終了)がある場合、算定される単位数が増える場合は異動の前月15日までに、単位数が減る又は算定されなくなる場合は速やかに届け出ること。

注2 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。

注3 「異動等の区分」欄は、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。

注4 「変更の内容」欄は、異動の状況について具体的に記載してください。
変更前：○(加算なし) 変更後：○(加算あり) 等
(例) 「関係書類」は、届出を行う加算に係る別紙及び関係書類を添付してください。

注5 「関係書類」は、届出を行う加算に係る別紙及び関係書類を添付してください。

- 注1 令和8年6月以降の届出では、「R8改定対象」とある区分または(七)～(九)のいずれかを選択してください。
(「R8改定対象外」とある区分については、令和8年5月以前に基本報酬区分が「(一)～(六)」であり、要件を満たすことにより従来の区分が引き続き適用される事業所が該当します。)
- 注2 それ以外の事業所は、「R8改定対象」とある区分または(七)～(九)のいずれかを選択してください。(就労継続支援B型サービスマン又は就労継続支援B型サービスマン(II)、就労継続支援B型サービスマン(III)を算定する場合は、平均工賃月額区分及び前年度の工賃支払対象者数・支払工賃月額の状況を記載すること。)
- 注3 重度者支援体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、平均工賃月額に2千円を加える。
- 注4 平均工賃月額区分「なし(経過措置対象)」は、指定を受けてから1年間を経過していない事業所が選択する。
- 注5 就労継続支援B型サービスマン(Ⅳ)又は就労継続支援B型サービスマン(Ⅴ)、就労継続支援B型サービスマン(Ⅵ)を算定する場合は、ピアサポーターの配置の有無を記載すること。別添「ピアサポーターの配置に関する届出書」を提出すること。
- なお、ピアサポーターを配置している場合は、別添「ピアサポーターの配置に関する届出書」を提出すること。

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		
						適用開始日	
就労継続支援B型		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. II型(7.5:1) 2. III型(10:1) 3. I型(6:1)	平均工賃月額区分(※6)	1. (R8改定対象外) 平均工賃月額が4万5千円以上 2. (R8改定対象外) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満 3. (R8改定対象外) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満 4. (R8改定対象外) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満 5. (R8改定対象外) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満 6. (R8改定対象外) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満 7. 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満 8. なし(経過措置対象) 9. 平均工賃月額が1万円未満 10. なし(生産活動等への支援実施対象) ① (R8改定対象) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 12: (R8改定対象) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満 13: (R8改定対象) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満 14: (R8改定対象) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満 15: (R8改定対象) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満 16: (R8改定対象) 平均工賃月額が3万円以上3万3千円未満 17: (R8改定対象) 平均工賃月額が2万8千円以上3万円未満 18: (R8改定対象) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満 19: (R8改定対象) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満 20: (R8改定対象) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満 21: (R8改定対象) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満 22: (R8改定対象) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満	令和8年6月
					定員超過	① なし 2. あり	
					職員欠如	① なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	① なし 2. あり	
					身体拘束禁止未実施	① なし 2. あり (障害者支援施設以外) 3. あり (障害者支援施設)	
					虐待防止措置未実施	① なし 2. あり	
					業務継続計画未策定	① なし 2. あり	
					情報公表未報告	① なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	① なし 3. II 4. III 5. I	
					視覚・聴覚等支援体制	① なし 2. II 3. I	
					重度者支援体制	① なし 2. I 3. II	
					就労移行支援体制	① なし 2. あり	
					就労移行支援体制(就労定着者数)	就労定着者数()	
					目標工賃達成指導員配置	① なし 2. あり	
					目標工賃達成加算対象	① なし 2. あり	
					送迎体制	1. なし 3. I ④ II	
					食事提供体制	① なし 2. あり	
					社会生活支援	① なし 2. あり	
					福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※18)	1. なし 2. I・II 3. II・III ④ III 5. IV 7. I・II 8. II・III	
					指定管理者制度適用区分	① 非該当 2. 該当	
ピアサポート実施加算	① なし 2. あり						
地域生活支援拠点等	① 非該当 2. 該当						
高次脳機能障害者支援体制	① なし 2. あり						